

「発電用風力設備の技術基準の解釈について」の一部改正について（報告）

平成26年6月25日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 経緯

昨年発生した太鼓山風力発電所、ウインドパーク笠取風力発電所及び苫前グリーンヒルウインドパークにおける風車落下事故に対する事故原因の究明及び再発防止対策等については、平成25年12月に本ワーキンググループの前身である「風力発電設備構造強度ワーキンググループ」において中間報告書がとりまとめられたところであり、また、先月の京都府からの太鼓山風力発電所事故に係る最終報告の提出を踏まえ、当該中間報告書の一部を改訂したところである。

当該報告においては、今後の再発防止対策等として、発電用風力設備の技術基準の解釈について（以下、「解釈」という。）の見直しが求められており、当該見直しに向け取り組んできたところ。

2. 具体的な取り組み状況

（1）解釈改正

①解釈改正内容（別紙参照）

ア）現地風条件（乱流）の扱いの明確化

第4条第1項の規定に基づく「風圧」について、現地風条件として3方向（主方向、横方向、上方向）の乱流を含む扱いを追記する。

イ）風車の過回転防止のためのフェイルセーフ機能の多重化の扱いの明確化

第5条第1項の規定に基づく「安全かつ自動的に停止するような措置」及び「安全な状態を確保するような措置」について、単一故障（従属要因による多重故障を含む。）が発生した場合においても、風車を制御可能な状態が確保できるような措置を含むことを追記する。

ウ）ブレーキ保持力の健全性確保のための適切な材料の扱いの明確化

第5条第1項の規定に基づく「安全かつ自動的に停止するような措置」及び「安全な状態を確保するような措置」について、ブレーキ部品の健全性の確保として、耐久性を有する適切な材料の使用に係る扱いを含むことを追記する。

②パブリックコメント実施

平成26年5月22日（木）から6月20日（金）まで、解釈改正内容についてパブリックコメントを実施。

（2）研修実施

平成26年6月16日（月）産業保安監督部への研修実施。

3. 今後のスケジュール（予定）

平成26年6月末 解釈改正案公布・施行

発電用風力設備の技術基準の解釈についての一部を改正する規程案 新旧対照表

○発電用風力設備の技術基準の解釈について（20140328商局第1号）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>【風車の構造】 (省令第4条)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 省令第4条第二号に規定する「風圧」とは、発電用風力設備を設置する場所の風車ハブ高さにおける現地風条件(極値風及び<u>三方向(主方向、横方向、上方向)</u>の乱流を含む。)による風圧が考慮されたものであって、次に掲げるものを含むものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>【風車の構造】 (省令第4条)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 省令第4条第二号に規定する「風圧」とは、発電用風力設備を設置する場所の風車ハブ高さにおける現地風条件(極値風及び乱流を含む。)による風圧が考慮されたものであって、次に掲げるものを含むものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>【風車の安全な状態の確保】 (省令第5条)</p> <p>第5条 省令第5条第1項に規定する「安全かつ自動的に停止するような措置」及び同条第2項に規定する「安全な状態を確保するような措置」とは、次の各号に掲げる措置を含むものをいう。</p> <p><u>一 単一故障(従属要因による多重故障を含む。)が発生した場合においても、風車を制御可能な状態が確保できるような措置</u></p> <p><u>二 常用電源が停電した場合においても、非常用電源の保持等により、風車を制御可能な状態が確保できるような措置</u></p> <p><u>三 調速装置及び非常調速装置が繰り返し作動した場合においても、耐久性を有する適切な材料を調速装置及び非常調速装置に使用することにより、風車を制御可能な状態が確保できるような措置</u></p> <p>2～7 (略)</p>	<p>【風車の安全な状態の確保】 (省令第5条)</p> <p>第5条 省令第5条第1項に規定する「安全かつ自動的に停止するような措置」及び同条第2項に規定する「安全な状態を確保するような措置」とは、<u>常用電源の停電時においても、非常用電源の保持等により、風車を制御可能な状態が確保できるような措置を含むものをいう。</u></p> <p>2～7 (略)</p>